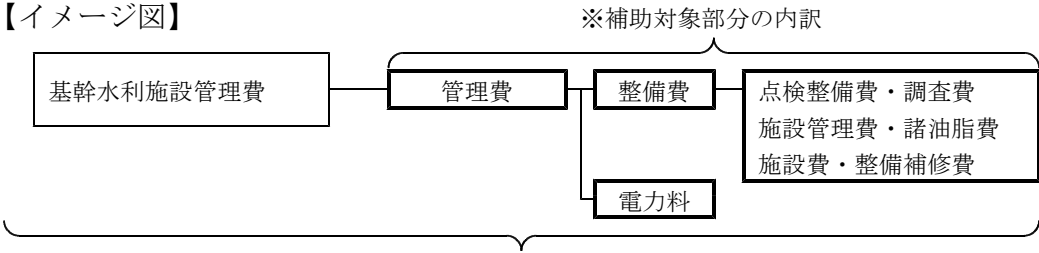


(1) 土地改良施設の維持管理

事業名	基幹水利施設管理事業																				
事業の目的	○ 市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場等）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる。																				
事業の内容	<p>【イメージ図】</p>  <p>※補助対象部分の内訳</p> <p>基幹水利施設管理費</p> <p>管理費</p> <p>整備費</p> <p>電力料</p> <p>点検整備費・調査費 施設管理費・諸油脂費 施設費・整備補修費</p> <p>公的管理による公共・公益的機能の適正発揮を実現</p> <p>【対象施設】</p> <p>(1) 及び(2)の要件に該当し、かつ、(3)又は(4)のいずれかの要件に該当するもの。 (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。 (2) 一施設ごとの受益面積がおおむね1,000ha(畑を受益地とするものにあつては300ha)以上であること。 (3) 表1に定める施設の規模等に係る要件に該当すること。 (4) 表2に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設に該当すること。</p> <table border="1" data-bbox="368 1077 1088 1339"> <caption>表1 施設の規模等の要件</caption> <tr> <td>ダム</td> <td>設計洪水量がおおむね300m³/s以上であること等</td> </tr> <tr> <td>頭首工</td> <td>設計洪水量がおおむね300m³/s以上であること等</td> </tr> <tr> <td>揚水機場</td> <td>最大取水料がおおむね1.0m³/s以上であること</td> </tr> <tr> <td>排水機場</td> <td>排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること</td> </tr> <tr> <td>排水樋門</td> <td>計画通水量がおおむね15m³/s以上であること</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>計画通水量がおおむね15m³/s以上であること等</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="368 1357 1422 1574"> <caption>表2 流域治水対策の要件</caption> <tr> <td>流域治水プロジェクト</td> <td>流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系で実施するもの</td> </tr> <tr> <td>治水協定</td> <td>治水協定の締結が完了している水系で実施するもの</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定</td> <td>地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの</td> </tr> </table>			ダム	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること等	頭首工	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること等	揚水機場	最大取水料がおおむね1.0m ³ /s以上であること	排水機場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること	排水樋門	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上であること	水路	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上であること等	流域治水プロジェクト	流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系で実施するもの	治水協定	治水協定の締結が完了している水系で実施するもの	地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定	地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの
ダム	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること等																				
頭首工	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること等																				
揚水機場	最大取水料がおおむね1.0m ³ /s以上であること																				
排水機場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること																				
排水樋門	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上であること																				
水路	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上であること等																				
流域治水プロジェクト	流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系で実施するもの																				
治水協定	治水協定の締結が完了している水系で実施するもの																				
地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定	地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの																				
事業実施主体	都道府県、市町村																				
実施期間	平成8年度～	補助率等	国 30% 道 30% 市町村等 40% (流域対策を実施する施設) 国 1/3 道 30% 市町村等 11/30																		
令和5年度予算額	地区数 90地区	事業費(道費) 1,323,140(438,090)千円																			
最近の実績等	令和4年度 令和3年度	88地区 1,137,840(356,134)千円 86地区 1,317,930(395,379)千円																			